

議案第 5 4 号

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の
改正について

令和 4 年 6 月 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の
一部を改正する条例

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 2 8
年前橋市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に、「以後 2 年」を
「以後 3 年」に、「第 1 0 条第 7 項第 6 号」を「第 1 0 条第 8 項第 6 号」に、「第 4
2 条の 4 第 8 項第 7 号」を「第 4 2 条の 4 第 1 9 項第 7 号」に、「同法第 6 8 条の 9
第 8 項第 6 号」を「法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）第 6 6 条第 6 項」に、「中
小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年度以後の固定資産税について適用す
る。
- 2 この条例による改正後の前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特
例に関する条例（次項において「新条例」という。）第 2 条の規定は、この条例
の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設
され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特
例に関する条例第 2 条に規定する中小連結法人については、新条例第 2 条に規定
する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。